

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024 年 8 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2024 年 7 月中旬～2024 年 8 月中旬）

- 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント）
- 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）

II. 中国法務の現場より

- 初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024 年 7 月中旬～2024 年 8 月中旬）

◆ 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント）¹

国家市場管理監督総局 2024 年 8 月 9 日公布（意見募集開始）

1. はじめに

近年、中国では医薬品分野における独占行為が頻発しており、国家市場監督管理総局は、遠大製薬（Grand Pharmaceutical）など医薬品分野における独占合意や市場支配的地位の濫用に関する 20 件以上の事件を調査し、先声製薬（Simcere）による北京托卒西製薬会社の持分取得等医薬品分野における事業者集中の条件付き承認、競争を排除・制限する行政権の濫用に関する 11 件の事件等処理した。「中国独占禁止法執行年次報告（2023 年）」²によると、2023 年度、中国独占禁止法執行機関が調査・処理した独占合意及び市場支配的地位の濫用事件は計 27 件、課徴金総額は計 21.63 億元で、そのうち、医薬品分野は 7 件で、課徴金金額は全年度総額の 83% を占めた。

2021 年、元国務院独占禁止委員会は、原薬分野における独占行為の頻発に対応するため、「原薬分野に関する独占禁止ガイドライン」³を制定し、公布したが、2024 年 8 月 9 日、国家市場監督管理総局は、医薬品分野の産業チェーンが長く、関連対象が幅広く、ビジネスモデルが複雑であることを考慮し、同分野の特性や事業者の行動モデル等を踏まえ、原薬に関するガイドラインを基礎として、医薬品全品種を対象とする「医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント）」（以下、「本ガイドライン」）を起草し、意見募集を始めた。

本ガイドラインは、計 7 章 55 条の構成で、「独占禁止法」⁴、「独占合意の禁止に関する規定」⁵、「市場支配的地位の濫用の禁止に関する規定」⁶及び「競争を排除・制限する行政権の濫用の禁止に関する規定」⁷などの法令に基づいて、医薬品分野における独占合意及び市場支配的地位の濫用の類型、典型的な行為及び当局の考量要素などを詳しく列挙したほか、医薬品分野の特性に応じた特別規定なども定めた。本稿では、主に後者について紹介する。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、漢方薬、化学薬品（化学原薬及び化学製剤を含む。）及び生物学的製剤の分野におけるすべての事業者（海外 MAH の指定した中国国内の代理人、事業活動を行う医薬品の研究開発機関を含む。）及びその製造・経営活動に適用され、また、医薬品賦形剤、医薬品包装材料、医薬品中間体及び医薬品分野の関連サービスにも適用される⁸。

3. 企業における独占禁止コンプライアンス制度の構築の奨励

本ガイドラインでは、医薬事業者が独占禁止法遵守を強化し、健全な独占禁止法遵守管理制度を確立し、潜在的及び実際の独占禁止法上のリスクを効果的に特定し、適切な予防措置及び対応措置を講じることを奨励し、支援することを規定するとともに、独占禁止法執行機関は、医薬品分野における独占禁止法違反を調査・処理し、法的責任を判断する際、情状酌量で、事業者の独占禁止法コ

¹ 中国語で「关于药品领域的反垄断指南（征求意见稿）」という。

² 中国語で「中国反垄断执法年度报告（2023）」という。

³ 中国語で「国务院反垄断委员会关于原料药领域的反垄断指南」という。

⁴ 中国語で「反垄断法」という。

⁵ 中国語で「禁止垄断协议规定」という。

⁶ 中国語で「禁止滥用市场支配地位行为规定」という。

⁷ 中国語で「制止滥用行政权力排除、限制竞争行为规定」という。

⁸ 本ガイドライン第 2 条、第 54 条

ンプライアンス制度の構築及び実施状況を考慮することができると定めた⁹。

4. 医薬品分野の関連市場を画定するための具体的な考量要素¹⁰

本ガイドラインでは、医薬品分野の関連商品市場及び関連地域市場の画定は、関連市場の画定の基本根拠及び一般原則に従い、代替分析を行い、同時に、医薬品分野の特性を考慮し、技術及び革新等の要素を考慮する必要があると定めた。

(1) 関連商品市場

医薬品の関連商品市場を画定する際には、医薬品の用途・効能（適応症など）、治療法（投薬経路、投薬順序等）、製品特性、禁忌・副作用、医師・患者の薬剤嗜好、規制・医療保険政策等を考慮し、需要代替分析を行うことができる。

個別のケースで原薬関連商品市場を画定する場合、一つの種類の原薬は、一般的に独立した関連商品市場を構成すると認定し、特定の状況に応じてさらに細分化されることもあり、また、異なる品種の原薬の間に密接な代替関係がある場合、複数の品種の原薬が同一の関連商品市場を構成するとケースバイケースで判断されることもある。

また、医薬品のサプライチェーンには、研究開発、生産、経営などが含まれるため、各事件の状況に応じて、事業者の産業チェーン上の地位も考量して関連商品市場を画定することができる。

(2) 関連する地域市場

本ガイドラインでは、医薬品の関連地域市場を画定する場合、医薬品の生産及び経営に関する関係資格及び規制基準、並びに医薬品の輸送及び保管等の要素に基づき、需要代替分析又は供給代替分析を行うことができると定めた。

国や地域によって、医薬品の生産・経営に関する資格や規制基準は異なり、中国における医薬品の生産・経営については、中国の市場参入、生産品質、経営管理に関する関連法規の要件を満たす必要があり、輸入医薬品も中国の関連監督当局の承認を受ける必要があるため、医薬品の生産及び経営に関連する地域市場は、一般的に中国国内の市場と画定される。

また、医薬品の研究開発・イノベーション事業に関連する場合には、関連する地域市場を世界市場と画定する場合もあり、医薬品の小売・流通に関連する場合には、関連する地域市場を中国国内の特定の地域と画定する場合もある。

5. 医薬品分野における独占合意¹¹

本ガイドラインでは、医薬品分野における典型的な水平的・垂直的独占合意を詳しく列挙し、独占禁止合意に該当するかどうかを判断する際の独占禁止法執行機関の原則と考え方を明確にし、医薬品分野における新しいタイプの独占合意と、リバースペイメント合意に対する独占禁止法の適用に関する留意点をまとめていた。また、本ガイドラインは、独占合意に該当しない典型ケースおよび除外に関する規定の適用条件を精緻化し、事業者により明確な指針を提供している。

⁹ 本ガイドライン第5条第1項、第45条第2項

¹⁰ 本ガイドライン第6条

¹¹ 本ガイドライン第2章

(1) リバースペイメント合意¹²

先発医薬品の特許権者と後発医薬品の申請人との間には、実際の競争関係または潜在的な競争関係がある。本ガイドラインでは、先発医薬品の特許権者が後発医薬品の申請人に対し、正当な理由なく直接または間接の利益補償を行い、または行うことを約束し、後発医薬品の申請人が先発医薬品の関連特許権の有効性を争わないこと、先発医薬品の関連市場への参入を遅らせること、または特定の地域で後発医薬品を販売しないことなど競争しない約束をする場合、当該リバースペイメント合意は、独占禁止法第17条第2項、第3項、第4項または第6項に定めた禁止する独占合意に該当する可能性があるとして定め、独占禁止法執行機関は、リバースペイメント合意が独占合意に該当するか否かを、以下の要素を考慮して判断することができると定めた。

- ① 先発特許権者が後発申請人に提供する利益補償は、先発特許に関する紛争の解決コストを著しく上回るかどうか、または合理的に説明できるかどうか
- ② 仮に後発医薬品の申請者が特許無効審判を請求する場合、結果として先発特許が無効になる可能性はどのくらいあるか
- ③ 先発医薬品の特許権者の市場独占期間を実質的に延長するか、又は後発医薬品の関連市場への参入を妨げるか、影響を及ぼすかどうか
- ④ 関連市場における競争を排除または制限するその他の要素

(2) 独占合意に該当しない行為¹³

本ガイドラインでは、次の行為が独占禁止法第18条に規定する独占合意に該当しないものとして挙げられている。

- ① 医薬品の販売に係る業務の代理を他人に委託し、その代理に係る販売価格その他の取引条件を定めること（ここにいう代理とは、医薬品事業者が医薬品の所有権を移転せず、自ら販売リスクを負担する場合の代理行為をいい、代理の名目に乗り、実質的には一般販売である引受販売、代理店販売などを除く）
- ② 医薬品の集中調達ルールに従って、医薬品事業者が医薬品の集中調達において入札・交渉を行い、その取引の相手方が当該価格に基づいて集中調達の範囲内にあるエンド医療機関に医薬品を販売すること
- ③ 医薬品事業者が医薬品の販売と販売促進を担当し、販売価格を決定し、その取引の相手方が輸入、配送、代金回収、領収書発行、技術支援などの補助的サービスのみを提供すること

(3) 独占禁止法適用除外制度¹⁴

本ガイドラインによると、医薬品事業者が、新たな医薬品の品種、剤形、用途又は医薬品を製造するための新たな技術、工程若しくは設備の研究開発を目的として、共同研究開発に関する契約を締結し、又は他者に費用を支払い、研究開発をさせ、独占合意に該当する疑いがあるときは、独占禁止法第20条第1項第1号により、適用除外を主張することができる。上記研究開発合意が適用除外の対象となるか否かを判断する際、独占禁止法執行機関は、研究開発成果の経済的・社会的利益、合意当事者間の関係及び関連市場に対する支配力、合意に基づく競争制限の内容・方式・程度、研究開発を完了させるための合意の必要性等を考慮する。

また、独占禁止法執行機関は、調査対象となる合意が、結果として消費者が利益を享受することを可能にするかを判断する場合、以下の要素を考慮する。

- ① 医薬品の種類を増やすこと

¹² 本ガイドライン第13条

¹³ 本ガイドライン第15条

¹⁴ 本ガイドライン第19条

- ② 医薬品の安全性、有効性、入手しやすさを改善すること
- ③ 医薬品が市販されるまでの期間を短縮すること
- ④ 患者の薬物治療の負担を減らすこと
- ⑤ 公衆衛生上の緊急事態における医薬品の効果的な供給を確保すること

6. 市場支配的地位の濫用¹⁵

本ガイドラインでは、医薬品分野における新たな市場支配的地位の濫用の類型を明確化し、プロダクトホッピングの規制に関する独占禁止法の適用における留意点を整理するとともに、医薬品分野における複数の事業者の役割分担による独占行為の主体を認定する際の留意点を明確化している。

(1) プロダクトホッピングに関する市場支配的地位の濫用¹⁶

市場支配的地位を有する医薬品特許権者が、既存の特許技術方案を再設計して新たな医薬品特許権を取得し、販売停止、買い戻しなどの措置を講じて、元の特許医薬製品を新たな特許医薬製品に転換するプロダクトホッピングを実現し、後発医薬品企業からの競争を妨げる場合、独占禁止法第22条第1項第7号により禁止する市場支配的地位の濫用に該当する可能性があるとして定め、その認定をする際の考慮要素を次のとおり定めた。

- ① 新特許医薬品が、医薬品の剤形を変えるだけ、2つ以上の医薬品を組み合わせる新医薬品とするだけ、医薬品の用途または効能を著しく改善しない、医薬品の安全性を著しく向上させないなど、実質的でない改良であるかどうか
- ② 元の特許医薬品から新たな特許医薬品への転換が、後発医薬品の関連市場への参入を妨げ、または影響を及ぼすかどうか
- ③ 先発特許医薬品の新特許医薬品への転換が実施される際に、先発特許の有効期限が近づいているか、又は後発医薬品が関連市場に参入する予定であるかどうか
- ④ 患者や医師の選択できる範囲が実質的に制限されるかどうか
- ⑤ 正当な理由があるかどうか

(2) 役割分担による市場支配的地位の濫用¹⁷

本ガイドラインでは、二者以上の医薬品事業者が役割分担により医薬品の製造、経営に従事し、互いに協力して市場支配的地位を濫用する場合、独占禁止法執行機関は、個々の事件の状況を考慮して、当該事業者らが市場支配的地位の濫用における共通の主体であると判断することができると定めて、その考慮要素が次のとおり挙げられている。

- ① 医薬品産業チェーン上の同一または異なるリンクに参加または支配していること
- ② 医薬品の調達、製造、販売において、共同で協議し、分業を実施していること
- ③ 異なる医薬品事業者の行動が独占の実施に不可欠であること
- ④ 共同で独占的利益を獲得し、分配すること

7. 医薬品事業者の集中¹⁸

(1) 申告基準を満たさない事業者の集中¹⁹

事業者集中の場合、原則上、国務院の定める申告基準を満たす場合のみ、申告義務が生じるが、一部の医薬品の市場規模が比較的小さい、または医薬品の開発段階がまだ早い段階のため、事業者の年間売上高が申告基準に達しない場合があるものの、当該事業者の集中が競争を排除又は制限する

¹⁵ 本ガイドライン第3章

¹⁶ 本ガイドライン第28条

¹⁷ 本ガイドライン第29条

¹⁸ 本ガイドライン第4章

¹⁹ 本ガイドライン第31条

効果を有し、又は有するおそれがあることを証明する証拠がある場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に書面により通知し、申告を求めることができる。

また、事業者の集中が申告基準を満たさないが、競争を排除または制限する効果がある、またはその恐れがあることを発見した単位または個人は、独占禁止法執行機関に書面によりその旨を申告し、関連する事実および証拠を提出することもできることが規定された。

(2) 医薬品分野における事業者集中の一般的な類型²⁰

本ガイドラインでは、医薬品分野における事業者集中には、水平集中、垂直集中、混合集中があると列挙している。医薬品分野における水平的事業者集中の場合、潜在的な競争者が関与する事業者集中に関する判断において、研究開発中の医薬品を含む市販していない医薬品なども考量する場合がある。垂直的事業者集中とは、同一のサプライチェーンの異なる階層における事業者間の集中をいい、医薬品分野では、川上の原薬メーカーと川下の医薬品メーカーとの間の集中、川上の医薬品研究開発サービス企業と川下の医薬品メーカーとの間の集中、川上の医薬品メーカーと川下の医薬品経営会社との間の集中などが含まれるが、これらに限定されるものではない。医薬品分野における混合事業者の集中については、独占禁止法執行機関は、隣接関係または補完関係にある事業者間の集中に着目している。

(3) 付加的制限条件²¹

独占禁止法執行機関は、競争を排除又は制限する効果を有し、又は有するおそれのある事業者の集中について、独占禁止法第34条の規定に従って決定を行うが、禁止されない事業者の集中について、集中による競争への悪影響を軽減するために制限条件を付すことを決定することができる。医薬品分野の場合、その具体的な状況に応じて、制限条件には以下の種類が含まれると規定された。

- ① 有形資産、知的財産権、データその他の無形資産又は関連権益（例えば、特定の医薬品事業、研究開発中の医薬品プロジェクト、医薬品研究開発プラットフォーム、医薬品研究開発データ、中核的な医薬品研究開発チーム、医薬品製造販売資格）の分割等の構造的条件
- ② 研究開発プロジェクトを中止しない、研究開発投資を維持する、主要技術（特許、ノウハウ、その他の知的財産権を含む）をライセンスする、独占契約を解除する、独立経営を維持する、医薬品研究開発プラットフォームを開放する、医薬品研究開発データを共有する、供給を保証する、価格を引き下げるなどの行動条件
- ③ 構造的条件と行動的条件を組み合わせた総合的条件

8. 法的責任の適用について²²

本ガイドラインでは、医薬品事業者による独占禁止法違反行為に対する法的責任の適用を明確化し、処罰の軽減・加重の具体的な状況を明らかにし、共同懲戒機構を強化するための具体的な措置なども定めた。

(1) 重罰²³

本ガイドラインでは、医薬品事業者が独占禁止法に違反し、独占的行為を繰り返し、人為的に医薬品の供給不足を引き起こし、医療保険基金に重大な損失を与え、または公衆衛生を危害する場合、独占禁止法執行機関は法律に従い、より重い処罰を科すことができるとされている。

²⁰ 本ガイドライン第33条

²¹ 本ガイドライン第36条

²² 本ガイドライン第6章

²³ 本ガイドライン第51条第1項

(2) 信用懲戒と共同懲戒

医薬品事業者が独占禁止法の規定に違反して行政処罰を受けた場合、国家の関連規定に基づいて信用記録に記載され、法律に基づいて国家企業信用情報公示システムを通じて公衆に公表される²⁴。

また、独占禁止法執行機関は、医薬品分野における独占行為の調査中に以下の状況を発見した場合、法律に従い、関係部門に移管する²⁵。

- ① 医薬品事業者が医薬品監督管理に関する法令に違反した疑いがある場合、問題の手がかりを医薬品監督管理部門に伝達すること
- ② 関連会社または個人が犯罪を構成した疑いがある場合、問題の手がかりを公安当局に伝達すること
- ③ 公務員などが職務上の義務に犯した疑いがある場合、問題の手がかりを規律監督当局に伝達すること

◆ 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）²⁶

国家市場監督管理総局 2024 年 7 月 26 日公布（意見募集開始）

1. はじめに

2024 年 7 月 1 日、新会社法が施行され、会社の組織機関構造と登録資本金制度などが大幅に改正され²⁷、同日、登録資本金登記管理制度を詳しく定めた「登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定」²⁸も公布・施行された。このような背景の下、2024 年 7 月 26 日、国家市場監督管理総局は、会社登記（登録資本金の登記管理を含む）に関する具体的な規定を明確にするため、「会社登記管理実施弁法（パブリック・コメント）」（以下、「本弁法」という。）を起草し、意見募集を始めた。

本弁法は、計 5 章 27 条で構成されており、主な内容は以下のとおりである。

2. 適用範囲²⁹

本弁法は、会社登記に関する特別規定であり、会社の設立、変更、登記抹消及び関連する届出について適用され、本弁法に規定されていない事項については、「市场主体登記管理条例实施细则」等部門規定を適用する。また、本弁法は外商投資企業にも適用され、外商投資に関する法律、行政法规、部門規則において、企業の登記に関する他の特別規定がある場合は、それらの特別規定が適用される。

3. 会社登記・届出事項に関する具体的規制

(1) 監査委員会メンバーを兼任する董事の届出と連絡担当者の届出³⁰

新会社法の規定と会社登記実務のニーズに適応するために、本弁法は、監査委員会を設立した会社が董事の届出を行う場合、董事の監査委員会メンバー兼任の状況も表明されるべきであると規定し、また、連絡担当者も届出事項とされており、連絡担当者の電話番号や E メールアドレス

²⁴ 本ガイドライン第 52 条

²⁵ 本ガイドライン第 53 条

²⁶ 中国語「公司登记管理实施办法（征求意见稿）」という。

²⁷ 新会社法の改正要点について、「TMI 中国最新法令情報（2024 年 1 月号）」をご参照ください。

²⁸ 「登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定」について、弊所ブログをご参照ください。

²⁹ 本弁法第 2 条、第 26 条

³⁰ 本弁法第 5 条、第 6 条

などの連絡先情報を提供し、また、繋がれることを確保すべきであると規定した。連絡担当者とは、会社から委託を受け、会社と会社登記機関の間の連絡業務を担当するものをいい、会社の法定代表者、株主、董事、監事、高級管理人員、またはその他会社と労働関係などを持つ人員が担当できる。

(2) 登録資本金の登録³¹

登録資本金の出資期間の調整などについては、基本的に、「登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定」の内容を引用して、改めて整理し規定していたが、その上で、次の点も明確にした。

- ① 公募による株式会社を除き、会社設立時に資本確認機関が発行する資本確認証明書を提出する必要はないこと
- ② 2024年7月1日以前に登録・設立された有限会社の場合、残りの出資期間が2027年7月1日から5年を超える場合、2027年6月30日までに残りの出資期間を5年に調整し、残りの出資期間が2027年7月1日から5年未満の場合、または登録資本金がすでに全額払い込まれている場合は、出資期間を調整する必要はないこと

(3) 経営範囲³²

経営範囲が会社登記の必須項目であり、会社の経営範囲の登記については、ネガティブリストに沿ったものでなければならず、外商投資企業の場合、外商投資特別管理措置の規定も遵守しなければならない。

(4) 高級管理人員の解任期限³³

会社法第178条第2項及び第3項によると、会社の董事、監事又は高級管理人員について、会社法第178条第1項に規定される状況のいずれかが存在する場合、当該選出、任命は無効となり、会社が該当者の地位を解除しなければならないが、本弁法では、その解任期限を会社がそのことを知り、又は知るべきであった日から30日以内と明確化した。

4. 登録規範

本弁法では、会社が次の各号の一に該当する場合、会社登記機関は、登記設立または登記・届出事項の変更手続きを行わないと定めた³⁴。

- ① 会社名が法定条件を満たしていない場合
- ② 株主の出資期間、出資額が明らかに異常であり、調整を拒否する場合
- ③ 事業範囲には、事前承認事項を含むが、承認文書や証明書の提出が出来ない場合
- ④ 虚偽登録の直接責任者が、登録抹消日から3年以内に再度登録を申請する場合
- ⑤ 会社の法人としての独立性及び株主の権限を濫用し、債務を逃れ、不特定多数の債権者の利益に重大な損害を与える場合
- ⑥ その他、法律及び行政法規の規定に適合しない場合、或いは国家の安全や社会公共の利益を危害する恐れがある場合

³¹ 本弁法第7条第2項、第9条

³² 本弁法第12条

³³ 本弁法第13条

³⁴ 本弁法第17条

また、実務上、会社の株主が死亡、抹消、取消したことにより、会社が自ら抹消登記を行うことが困難な場合もあるが、本弁法では、この場合、株主の承継者または出資者は、法律に従い、関連状況を抹消決議書に記載したうえで、抹消登記を代行することができるとされている³⁵。

他方、本弁法では、効力を生じた法的文書が株主、法定代表者、董事、監事及びその他の高級管理人員の除名や解任などに関する登記事項に関わる場合、会社は、その内容に基づいて会社登記機関に変更などの申請をする必要があると定め、会社が法的義務を履行しない場合、人民法院は会社登記機関に執行協力通知を送達し、会社登記機関はその要請に基づいて対応し、関係変更または抹消情報を全国企業信用情報公示システムに掲載しなければならないと定めた³⁶。

5. 別登記簿管理制度の構築³⁷

2024年7月1日前に登記・設立された会社が、営業許可の取り消し、営業停止命令、登記上の住所や営業所を通じて連絡が取れなくなり、営業異常リストに記載されたなどのため、会社法の規定に従って2027年6月30日までに資本金の払込期間を調整できなくなった場合、会社登記機関は、これらの会社を別登記簿の管理対象に収録する。別登記簿に収録された場合、全国企業信用情報公示システムにて統一社会信用コードで会社名を置き換え、その他の情報を隠蔽し、登記された会社としての統計と管理を行わなくなる。

執筆担当：楊 利涛

³⁵ 本弁法第19条

³⁶ 本弁法第20条

³⁷ 本弁法第21条、第23条

II. 中国法務の現場より

◆ 初の中国製3Aゲームが登場、中国ゲーム業界に激震

7年にわたる長期間の開発を経て、2024年8月20日の午前10時に、中国ゲームデベロッパーの深圳市遊科互動科技有限公司（Game Science Studio）が開発した中国製3Aゲーム³⁸の傑作「黒神話：悟空（Black Myth: Wukong）」（以下、「黒神話」という。）が世界同時リリースされた。

発売当日の同時接続人数、売上、評価はいずれも好調であった。ゲーム配信プラットフォームSteamの統計によると、黒神話発売当日の同時接続人数のピーク値は220万人を超え、今年1月にリリースされた「パルワールド（Palworld）」を抜いて、Steamプラットフォームの全ゲーム史上、同時接続人数のピーク値である「PUBG:BATTLEGROUNDS（325.72万人）」に次ぐ2位となった³⁹。売上について、中国製ゲーム売上ランキングの統計により、黒神話はSteamで300万本以上を売り、Wegame、epic、PSの各プラットフォームの販売本数を加えると、450万本以上を売り、総売上高は15億ドルを超えると推定されている⁴⁰。また、評価について、グローバルゲーム評価サイトのMetacriticの統計では、発売前日の8月19日まで、世界の54のメディアによる黒神話への採点は平均82点だった。中でも権威あるメディアのIGN中国は満点の10点を付けた⁴¹。



（写真はインターネットから）

黒神話は中国の伝統的な名作「西遊記」に取材しているが、物語の舞台は西遊が成功した後に設定されている。この時点で悟空は仏陀となったが、仏陀よりも花果山に帰って自由な生活を送ることを好む。そこで再び天朝と衝突し、そして、それを止めに来た二郎神ら天界の神々との戦いの末、悟空はその場から姿を消した。プレイヤーは悟空と外見も性格も似た「運命の人」となり、悟空を探し出し、救う旅を始める。ゲームのステージについて、黒神話は伝統的なストーリーに革新的な要素を入れ、原作を踏襲しながら、ゲームのルールを理解しやすく設定している。プレイヤーはアップグレードするために様々な妖怪を打ち負かさなければならない⁴²。

³⁸ 「3Aゲーム」という言葉はアメリカで生まれたもので、ゲームの世界では「3A」とは通常、「たくさんのお金（A lot of money）、たくさんの資源（A lot of resources）、たくさんの時間（A lot of time）」という意味である。

³⁹ <https://news.10jqka.com.cn/20240820/c660980377.shtml>

⁴⁰ <https://finance.sina.com.cn/stock/stockzmt/2024-08-21/doc-inckkzfy2555474.shtml>

⁴¹ https://m.thepaper.cn/newsDetail_forward_28465849

⁴² <https://www.21jingji.com/article/20240822/herald/03bc9ff2d9359b5f46426afe587f7b8b.html>

ゲーム自体の品質が優れているだけでなく、その文化的価値も地方の文化観光・宣伝部門に利用されて、文化観光マーケティングが実施されている。現在、選ばれた景勝地のリストを見ると、黒神話は全国 36 ヶ所の景勝地をゲームの背景として選んでおり、その半分以上が山西省にある。山西省文化旅遊局は早くも 2 年前から黒神話と共同で宣伝を開始し、bilibili で「山西省の悟空ツアーについて行こう」というビデオシリーズを発表した。現在、このシリーズには 16 本の動画があり、累計再生回数は 637 万回に達した⁴³。四川省の「安岳融媒」はゲームと現実での安岳石刻を比較対照する動画を発表した。安徽省の「安慶文旅」はゲームに登場する地元の観光スポット（天柱山と白崖寨）を紹介する動画を発表した。浙江省の「麗水文旅」は微信（WeChat）の公開アカウントで、黒神話のモデル地となる麗水時思寺を紹介する記事を公開した⁴⁴。

それだけでなく、黒神話は周辺商品やブランド商品とのコラボ事業においても強い放射力を見せている。ゲーム発売の 2 ヶ月前には、2,000 元近い黒神話のギフトボックスが京東（JD）で 30 万件以上の予約を獲得した⁴⁵。また、海信（Hisense）⁴⁶、聯想（Lenovo）⁴⁷、瑞幸珈琲（luckin coffee）⁴⁸、滴滴青橘（DiDi Bike）⁴⁹などの企業ともコラボして、様々なブランドのカスタマイズ製品を発売している。



选集 (16)

跟着悟空游山西

637.4 万播放 7979 弹幕

在山西这片土地上，承载着中华上下五千... 展开 分享



跟着悟空，寻踪古建里的西游世界！

8月21日
4.3 万 123



在山西土地公的努力下，高平铁佛寺即日起实行有限式开放！

3天前
14.4 万 154



跟着悟空游山西活动来了，欢迎各位天命人！

2天前
10.5 万 182



（写真はインターネットから）



（写真はインターネットから）

⁴³ <https://b23.tv/CNv3UJQ>

⁴⁴ <https://www.msn.cn/zh-cn/news/other/%E9%BB%91%E7%A5%9E%E8%AF%9D-24%E5%B0%8F%E6%97%B6%E7%88%86%E7%81%AB%E8%83%8C%E5%90%8E%E7%9A%84%E7%A7%98%E5%AF%86-%E4%B8%80%E5%9C%BA%E7%B2%BE%E5%BF%83%E7%AD%96%E5%88%92%E7%9A%84%E8%B7%A8%E7%95%8C%E8%90%A5%E9%94%80%E7%9B%9B%E5%AE%B4/ar-AAIp9UJe?ocid=socialshare>

⁴⁵ <https://www.36kr.com/p/2814818386643202>

⁴⁶ <https://new.qq.com/rain/a/20240820A0983J00>

⁴⁷ https://www.sohu.com/a/802988252_121692297

⁴⁸ https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_28490989

⁴⁹ <https://game.zol.com.cn/893/8936178.html>

周知の通り、中国では政策上の理由から、ゲームの発売に必要な遊戯出版物号（版号）の数が厳しく管理されている。また、版号の申請所要時間について、GameLook が 2022 年に承認された版号について簡単な統計を行ったところ、大多数のゲームの申請から版号の承認までの所要時間は約 3 年（もちろん、1 年以上、2 年以上で承認されるケースもある）となっている⁵⁰が、今回、黒神話は 2023 年 9 月から版号の申請手続を開始し、今年の 2 月末に承認されたため、約半年間しか掛からなかった⁵¹。これは、オンライン・ハイクオリティ・ゲームに対する国家の重視度と支持力を反映しているだけでなく、国産ゲームのハイクオリティな発展のための重要な参考資料にもなっている。

また、3A ゲームはゲーム業界の王冠として、開発の敷居が高く、リターンの不確実性があり、長い間、海外の開発者に独占されていた。「黒神話」はこのたび、大規模な投資をして、良好な評判とリターンを取得できたサンプルとなり、ゲーム自体に商業的成功をもたらすだけでなく、他の中国製ゲームにも自信を与えている。今後、より多くの中国製 3A ゲームの開発が見込まれている。

執筆担当：李 成慧

⁵⁰ <http://www.gamelook.com.cn/2023/03/511657>

⁵¹ <https://mp.weixin.qq.com/s/W065TIWQeYXTsPKTbhdhfQ>

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2024 年 7 月号	- 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 - 会社法適用の時的効力に関する若干規定	- 登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 - 競業避止義務と営業秘密保護について
2024 年 6 月号	- サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） - 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）	日中における著作権保護期間の差異
2024 年 5 月号	- 中華人民共和國関税法 - ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定	- 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 - 北京市の住宅購入規制の緩和措置
2024 年 4 月号	- 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） - 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知	「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント - 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について - 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
2024 年 3 月号	- 国家秘密保護法（2024 年改正） - 消費者権益保護法実施条例	- AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 - 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 - 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策 - データの越境流動の促進と規範規定について
2024 年 2 月号	「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿） - 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配	事業者集中申告基準について

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
<u>2024 年 1 月号</u>	会社法（2023 年改正法）	- 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）- 1 特許期間調整 - 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）- 2 遅延審査制度
<u>2023 年 12 月号</u>	- 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 - 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） - 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿）	2023 年 11 月 7 日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について - 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023 年 11 月 29 日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について - AI が生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 - ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について - グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて - 専利法実施細則改正内容の公表
<u>2023 年 11 月号</u>	- 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始	中国深圳市での特許セミナー講師
<u>2023 年 10 月号</u>	テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟（馳名商標認定）	- 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向（「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について） - 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 - GUI の意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
<u>2023 年 9 月号</u>	- 民事訴訟法の改正に関する決定 - 外国国家免除法 - 企業名称登記管理規定実施弁法	社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
<u>2023 年 8 月号</u>	- 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 - 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント）	

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024 年 8 月 30 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア